

契約指定事項書

工事名	地方道路交付金工事（橋梁補修）	工事番号	F I 5 6 － 1 0
路線名・河川名・地区名		（一）川西六郷線（大仙市藤木地内、藤木上橋）	
<p>○指定する事項の取り扱い</p> <p>1. 設計条件の確保と安全施工を図るため、下記事項を指定する。</p> <p>2. 施工に先立ち、本指定事項と設計図書を確認のうえ、関係法令、基準等に基づき詳細な施工計画書を提出すること。</p> <p>3. 本指定事項および設計図書の内容については、施工現地と整合について確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容に相違するものがある場合は、契約履行と施工計画の適否について、協議・確認を行うものとする。 ・契約変更の対象となる事項については、施工計画と工程計画を再提出すること。 			
施 工 条 件	<p>○河川区域内での施工時期は指定とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非出水期施工（10月1日～3月20日） 		

平成25年度

(一) 川西六郷線(藤木上橋)
FI56-10 地方道路交付金工事(橋梁補修)

特記仕様書(当初)

平成25年8月

仙北地域振興局建設部

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、秋田県制定 土木工事共通仕様書 平成25年4月1日以降適用にもとづき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

1-1 段階確認

土木工事共通仕様書段階確認一覧表により指定された工種に、次の工種を追加するものとする。

種別	細別	確認時期	確認事項
支承・落橋防止装置・制震装置	コンクリート削孔	施工完了時	削孔深さ

1-2 規格値

共通仕様書に記載の無い工種を施工管理する場合には、監督職員と協議のうえ設定した管理値を規格値に相当する数値基準として採用するものとする。

1-3 現場発生品

従来施設の撤去により発生する支承については、大仙市飯田地内（飯田高架橋下）に搬入するものとする。

なお、搬入にあたっては、事前に監督職員と協議しなければならない。

第2章 一般施工

2-1 コンクリート削孔

削孔深は全数管理すること。

2-2 アンカー定着

接着剤は、エポキシ樹脂系を標準とする。

2-3 塗装回数及び使用量

落橋防止装置・制震装置・桁補強材・現場塗装に係る塗料の種類、塗装回数及び各層毎の使用量は鋼道路橋塗装・防食便覧（H17.12改訂）のとおりとする。

第3章 その他

3-1 現場発生品

運搬後の現場発生品は重量を測定し、取り下ろし場所に工事番号及び重量を明示するとともに、監督職員に重量を報告するものとする。

平成25年度

(一) 川西六郷線 (藤木上橋)
FI56-10 地方道路交付金工事 (橋梁補修)

現場説明書

[現場説明事項 (条件明示)]

平成25年8月

仙北地域振興局建設部

工事番号 : FI56-10
工 事 名 : 地方道路交付金工事 (橋梁補修)
工事場所 : 大仙市藤木 (藤木上橋)
発注機関 : 仙北地域振興局建設部

1. 工期関係

工事期限は、平成26年3月20日までとします。

2. 仕様書

本請負契約における仕様書とは、秋田県土木工事共通仕様書(平成25年4月1日以降適用)及び本工事の特記仕様書をいいます。

3. 現場説明事項 (条件明示)

(1) 工事全般

・当該工事における施工条件について、明示されなかった新たな事項が発生した場合は、別途協議します。

(2) 工程関係

・当該工事において、他の管理者等より施工時間帯等の制約を受けた場合は別途協議します。

(3) 安全対策関係

・工事期間中の交通管理として、交通誘導員 (B) 【交替要員無し】を合計4人日計上しています。

なお、警察等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。

(4) 関係機関との協議事項

・河川管理者との協議は平成25年9月下旬に成立するものとして見積もって下さい。
・上記により難しい場合は別途協議します。

(5) 建設副産物関係

・当該工事で発生するコンクリート殻 (無筋) は大仙市下深井地内の (株) 木村土木 (L=3.3km) に搬出し、中間処理を行うものとし見積もって下さい。

なお、中間処理施設に搬入できない廃棄物が発生した場合は、別途協議します。

・当該工事で発生するケレン廃材は大仙市協和上淀川雨池沢地内の (財) 秋田県総合公社環境保全事務所 (L=40.6km) に搬出し、最終処理を行うものとして見積もって下さい。

なお、処理施設に搬入できない廃棄物が発生した場合は、別途協議します。

(6) 塗装

- ・当該工事のC-5系、F-11系、F-13系の塗装は淡彩として見積もって下さい。
- ・施工に関して養生等が必要な場合は別途協議します。

(7) 仮設

- ・足場(朝顔含む)は当該工事の全工程に必要な期間の損料として見積もって下さい。
- ・シート張防護は現場塗装時に必要な期間の損料として見積もって下さい。
- ・板張防護は1種ケレン時(ブラスト)に必要な期間の損料として見積もって下さい。

(8) その他

- ・工事現場で使用する車両及び建設機械等の燃料として、地方税法に違反する軽油等(不正軽油)を使用しないで下さい。
- ・施工に伴い、支障となる物件が発生した場合は、別途協議します。
- ・既設構造物の撤去および復旧が必要となった場合は、別途協議します。
- ・工事前除雪が必要な場合は別途協議します。
- ・緩衝チェーンは550kN型、2リンクとして見積もって下さい。
- ・制震ダンパーは抵抗力500kN、ストローク±100mmとして見積もって下さい。
- ・ゴム支承は最大反力490kNとして見積もって下さい。
- ・最低制限価格(または調査基準価格)は、工場製作品(工場製作工に計上している製品)の単価を直接製作費として算定しています。

4. 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

5. 積算

工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

- (1) 土木工事標準積算基準書〔共通編〕(平成24年10月以降適用) 秋田県建設部
- (2) 土木工事標準積算基準書〔道路編〕(平成24年10月以降適用) 秋田県建設部
- (3) 土木工事標準積算基準書〔参考資料〕(平成24年10月以降適用) 秋田県建設部
- (4) 建設機械等損料算定表(平成24年10月以降適用) 秋田県建設部
- (5) 橋梁架設工事の積算(平成24年度版) 一般社団法人 日本建設機械施工協会

6. 設計変更に伴う契約変更の取扱い

(1) 設計変更の手続き

土木工事に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ「工事打合せ簿」により監督職員を通じて行うものとします。ただし、変更内容が極めて軽微なものは、監督職員ができるものとします。

(2) 契約変更の手続き

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとします。

(3) 軽微な設計変更

軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいいます。

- 1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- 2) 工事打合せ簿による変更見込金額の合計額が当該契約金額の30%又は1千万円をこえるもの